

平成20年第6回美郷町議会定例会

議事日程（第1号）

平成20年9月3日（水曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議長の諸般の報告

1) 例月出納検査の報告

- ・平成20年度予算6月分・7月分

2) 平成19年度経営状況の報告

- ・株式会社雁の里せんなん
- ・株式会社美郷の大地
- ・千畑ヘルス観光株式会社
- ・有限会社あったか山
- ・医療法人「全人会」

3) 平成19年度事業点評価の報告

- ・美郷町教育委員会

第4 町長の招集あいさつ並びに行政報告

第5 陳情第6号 過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情書

第6 陳情第7号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書についての陳情書

第7 陳情第8号 「地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書」の採択等を求める陳情書

第8 請願第2号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願

第9 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	9番	武藤 威 君
10番	戸沢 藤一 君	11番	森元 淑雄 君
12番	熊谷 良夫 君	13番	齊藤 新一郎 君
14番	澁谷 俊二 君	15番	泉 繁夫 君
16番	吉野 久 君	17番	深沢 義一 君
18番	高橋 正治 君	19番	戸澤 勉 君
20番	飛澤 龍右工門 君	21番	高橋 猛 君
22番	伊藤 福章 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	副 町 長	佐々木 敬治 君
収 入 役	坂本 昇一 君	総 務 課 長	深澤 廣 君
企画財政課長	小原 正彦 君	税 務 課 長	藤原 茂夫 君
住民生活課長	高橋 潔 君	総合サービス課長	草薙 正子 君
福祉保健課長	辻 一志 君	農 政 課 長	照井 智則 君
商工観光交流課長	小林 宏和 君	建 設 課 長	鈴木 隆 君
出 納 室 長	深澤 章一 君	農業委員会会長	渡 邊 調 君
農 業 委 員 会 長	小野寺 光廣 君	教 育 委 員 長	佐藤 孝 君
農 事 務 局 長		学 務 課 長	高橋 薫 君
教 育 長	後松 順之助 君	幼 児 教 育 課 長	澁谷 陽嗣 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君		
代表監査委員	久米 力 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	深澤 克太郎	庶 務 班 長	鈴木 邦子
主 査	武田 浩之	兼 議 事 班 長	

開会及び開議の宣告

議長（伊藤福章君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第6回美郷町議会定例会を開会いたします。

ただちに会議を開きます。

（午前10時00分）

会議録署名議員の指名

議長（伊藤福章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番、森元淑雄君、12番、熊谷良夫君を指名いたします。

会期の決定

議長（伊藤福章君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日9月3日から9月9日までの7日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月9日までの7日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、戸沢藤一君、登壇願います。

（議会運営委員長 戸沢藤一君 登壇）

議会運営委員長（戸沢藤一君） おはようございます。

平成20年第6回美郷町議会定例会にあたり、8月28日、議会運営委員会を開催し、次のとおりに決定しました。

はじめに、本定例会の会期は、本日9月3日から9月9日までの7日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日、3日は、議長の諸般の報告、町長の召集あいさつ並びに行政報告があり、請願・陳情の審査を各常任委員会に付託する予定です。その後、一般質問を行う予定です。質問者は4名です。

4日、木曜日は、本会議を休会し、各常任委員会を開催し、付託されました請願・陳情の審査を行う予定です。

5日、金曜日は、午前10時から本会議を再開し、発議第8号 美郷町議会議員定数条例の制定についての議案内容の説明、議案審議を行い、報告第7号 専決処分事項の報告についてから議案第74号 平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号までの議案内容の説明を行う予定です。

6日、7日は休会とします。

8日、月曜日は、午前10時から本会議を再開し、5日に説明のありました認定第1号 平成19年度美郷町一般会計決算認定についてから認定第6号 平成19年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてまでの議案審議を行う予定です。

9日、火曜日は、5日に説明のありました議案第64号 大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更についてから議案第74号 平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号までの議案審議及び委員会報告を行い終了の予定です。

以上ご報告します。

議長（伊藤福章君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） それでは、日程どおり審議を進めます。

諸般の報告

議長（伊藤福章君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として町の監査委員より例月出納検査、平成20年度予算の6月分と7月分の報告がありました。2として町長より株式会社 雁の里せんなん、株式会社 美郷の大地、千畑ヘルス観光株式会社、有限会社 あったか山、医療法人「全人会」それぞれの平成19年度の経営状況を説明する書類の提出がありました。3として教育委員会委員長より平成19年度事業点検評価の報告がありました。それぞれの写しを皆さんのお手元に配布しております。それをもって報告にかえさせていただきます

す。

町長の招集あいさつ並びに行政報告

議長（伊藤福章君） 日程第4、町長の招集あいさつ並びに行政報告を行います。本定例会にあたって、町長より招集あいさつ並びに行政報告の申し出がありましたのでこれを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

町長（松田知己君） 平成20年第6回美郷町議会定例会の開会にあたり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要を説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

はじめに総務課関係ですが、「やまびこ座談会」を6月23日の釜蓋行政区をはじめ、これまで3箇所で開催しました。町の状況報告や住民からの要望などについて意見交換を行っておりますが、今後の町づくりに活かしてまいりたいと思います。なお、今後も希望する行政区があれば、日程調整を行いながら開催してまいりますので、各行政区の皆様にはご利用をお願いいたします。

予約制乗合タクシーは、4月1日の試験運行開始から、約5ヶ月が経過いたしました。8月末現在で、利用登録者数は313人、運行実績は運行便数121便で、延べ139人の方々にご利用いただいております。5月下旬～6月上旬には、利用登録者を対象にアンケート調査を実施するとともに、8月1日にはその結果を踏まえたダイヤ改正と運行方法の一部変更を行っております。引き続き事業の啓発に努め、利用の促進を図るとともに、今後も利用実態等を把握しながら運行について検討を深めてまいります。

7月19日に任期満了を迎えた美郷町農業委員会委員一般選挙が7月1日に告示され、同日立候補届出の受付が行われました。18名から届出があり、定数の20名を超えなかったため投票は行われず、7月6日に選挙会にて、届出のあった候補者18名全員が当選人に決定しております。

協働参画のまちづくり事業については、ボランティア団体等に対して活動実態や要望等の調査を行うとともに、協働参画に関しての意見交換を行っております。今後は、その結果等を踏まえ、ボランティア活動を総合的に支援する拠点施設の開設を目指すため、施設運営と活動支援の核となる人材の確保養成にかかる経費について、今定例会に補正予算計上いたしております。

松枯れ病被害については、これまで一部について計画的に樹幹注入、薬剤散布などを行い被害

防止に努めてきておりますが、現在、町有施設敷地内や町有林に若干の被害が見受けられます。今後、伐倒くん蒸処理を早急に行い、被害の拡大防止に努めるとともに、重要な赤松については計画的に樹幹注入を行い、罹患防止に努めてまいります。また、サクラテングス病対策については、町職員で対応できない部位について、予算措置を講じながら年次計画で進めてまいることとし、今年度の対応分につきましては、今定例会に補正予算計上いたしております。

公共施設のあり方検討については、先に公表している施設区分ごとの方向性を基本としながら、現在、各施設の再編等に向けた具体的な判断材料の調査検討をしているところです。今後、作業の進捗状況を踏まえてご説明、ご意見をいただくとともに、年度内には再編案を取りまとめまいります。

企画財政課関係ですが、平成20年度普通交付税の額は、53億931万4,000円に確定しました。昨年度に比べ1億6,252万7,000円、3.2%の増となっております。現計予算との差額7億8,388万2,000円については、今後の補正財源として留保しつつ、財政状況を勘案し、取り崩している財政調整基金への積戻しなどを検討してまいります。

「ふるさと美郷応援寄付金」については、これまで6件、940,000円の寄付を受けており、今回「ふるさと美郷子ども育成基金」への積み立てを補正予算計上いたしております。なお、7月の千畑ふるさと会や在京六郷会並びに各地区の年祝いでも「ふるさと美郷応援寄付金」制度の紹介に努めているほか、町内の道の駅や観光情報センター、温泉などにもパンフレットを配置し、帰省された方々がご覧になれるように配慮しております。

携帯電話の不感地帯対策については、かねてより要望していた大台野広場周辺地域と七滝地域について、7月にNTTドコモより移動通信用鉄塔の建設計画が町に示されました。

大台野広場周辺地域については、現在、今年度中の鉄塔建設と平成21年春からの供用開始を目指し、地域内での試験電波測定やそれに基づいた建設候補地の選定作業等が行われております。また、七滝地域については、平成21年度中の建設を目標に各種準備作業が行われているところです。これにより、美郷町内における携帯電話不感地帯は、ほぼ解消される見通しとなりました。

住民生活課関係ですが、4月より「美郷町水環境保全条例」が施行しておりますが、水環境保全の推進について情報を交換し、相互の連携を深めるため、8月28日に関係団体等で組織する「水環境保全会議」を開催しております。さらに、10月には水に対する共通意識の醸成を目的に「水の郷シンポジウム」を実施することとし、現在その準備を進めております。多くの方々からご参加をいただき、水環境保全意識の浸透拡大に努めてまいります。

ごみ処理の有料化については、7月1日の完全実施から2ヶ月が経過しました。実施当初は、旧ごみ袋や美郷町以外の指定ごみ袋の一部使用があったものの、現在は指定ごみ袋が利用者全体に浸透しております。指定ごみ袋の移行にあたり、ご協力をいただきました廃棄物減量等推進員や行政協力員の皆様に改めて感謝申し上げます。また、ごみの減量化については昨年の7月期との単純比較で約15%減少し、一定の効果が確認されております。ごみの分別、リサイクル等をねらいとした「ごみ分別大辞典」を6月に全戸配布しておりますが、今後も循環型社会の構築に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。

まちづくり交付金事業については、先般、防災行政無線の設置に向け、実施設計委託業務を発注し、8月18日から電波伝搬状況を町内一円で調査しております。また、防災資機材運搬車の配備や防犯灯の整備、多目的広場の整備、流雪側溝整備の実実施設計委託や調査委託にも着手しており、今後は12月に防災行政無線設置工事の発注を予定しております。当初、同交付金は2,900万円でしたが、2,000万円の追加決定があり、今定例会に補正予算計上いたしております。

福祉保健課関係ですが、後期高齢者医療制度については、既に4月から実施している社会保険の被扶養者だった方への保険料軽減に加え、国の新たな改善策がまとまり、7月25日付けで関係法令が改正されております。

改善策の一つ目は、普通徴収範囲の拡大で、国民健康保険税の納付を確実に続けられている方でご自身の口座からの振替で保険料の納付を希望される場合、あるいは世帯主または配偶者の一方の口座からの振替で納付を希望される方のうち、年金収入が180万円未満の場合、口座振替での納付ができることになりました。これについては、7月に各被保険者に送付した保険料の決定通知でお知らせするとともに、9月の町広報でもお知らせしており、現在、申請を受け付けしているところです。

二つ目は、新たな保険料の軽減策で、収入が基礎年金だけの世帯に対して均等割額の9割を軽減、また、年金収入が211万円までの方の所得割を5割程度に軽減するものです。いずれも21年度からの実施で、20年度は経過措置として7割軽減の方は、一律8.5割軽減とし、また、「賦課のもととなる所得」が58万円以下の方の所得割額は5割軽減されることになり、8月5日の秋田県後期高齢者医療広域連合議会で関係条例の一部改正が可決されております。

新たな軽減対象者の方々には、すでに軽減後の賦課額の通知を差し上げておりますが、短期間の保険料に関する複数の通知により、被保険者の方々の困惑も想定される場所ですので、今後とも出前講座などにより、きめ細かく保険料などの相談に応じてまいります。

農政課関係ですが、平成20年度の生産調整対策は、農家別転作目標面積1,840.0ha、生産目標数量配分率69.0%で、農業協同組合、主食集荷業者に情報提供し、全町一律配分として農家の方々にご協力をお願いしております。その結果、転作実施面積は1,929.6ha、達成率は104.9%となっています。なお、青刈り等の二次確認は8月21日、22日の両日で、関係機関及び推進員の協力のもと確認作業を終了しております。また、水稻の生産調整非協力者のうち、新たに10名が生産調整に協力する一方、4名が非協力の意思を表示しており、8月7日に生産調整実施対策チーム会議を開催し、52名の非協力農家に対して関係団体が一体となって再度協力の要請に努めております。

次に、4月から稼働した美郷町堆肥センターですが、畜産農家の原料搬入も順調で、良質な完熟堆肥が生産され、7月26日から「安心堆肥 美郷の大地」として販売を開始しております。

次に、「うりこめ美郷応援事業」ですが、6月25日から3日間、東京都大田区蒲田駅周辺の米穀販売店33店舗を訪問し、市場調査と今後の販促に向けての基礎調査を行うとともに美郷米のPRを行っております。また7月15日には、関係団体に対して「うりこめ美郷小売店訪問報告会」を開催しております。さらに、美郷米PRの田園アートですが、道の駅雁の里せんなん西側に隣接する水田に作付し、案内看板や物見台を設置、多くの方々からご覧いただいております。

商工観光交流課関係ですが、千畑ラベンダー園は6月21日から7月6日までの16日間にわたり開園しました。期間中は天候にも恵まれ、約4万8千人の来園者にラベンダーの香りや色合いを楽しんでいただいております。また、今年度から実施したラベンダー募金は、6万306円となりました。ラベンダー育成費に活用させていただきますが、ご協力を頂いた皆様に心から感謝申し上げます。

ふるさと会関係は、美郷町千畑ふるさと会が7月12日、会員109名、在京六郷会は翌13日、会員238名の参加で開催されております。

交流関係では、7月5日、東京都大田区六郷地区から40名の方々が来町し、自主防災活動の取り組み事例を紹介し合うなど、災害時の相互協力の可能性などについて認識を深めるとともに、交流を図っております。また、水環境交流では、8月1日から5日にかけてつくば市の小学5年生一行44名が来町し、七滝ブナ原生林見学や丸子川及び御台所清水の水質調査を行っております。また8月18日から20日にかけては、町内の小学生37人がつくば市とかすみがうら市を訪問し、筑波宇宙センターの見学や霞ヶ浦湖上での水質調査、本堂公菩提寺の長興寺見学などを行っております。

美郷町地販地消推進会議では、本年2月に策定した推進計画を踏まえ、町内事業所の意向調査を

実施するとともに、今後策定予定の「美郷まるごとガイドブック」への掲載募集などを行っております。今後も関係機関の連携のもと、計画的に事業が展開されるよう、町としても積極的に取り組んでまいります。

温泉施設のあり方については、本年3月、各温泉施設の経営改善策について提言を行いました。それをふまえた経費節減や温泉間の食事提供に関する業務提携、ホスピタル向上等改善に向けた各種取り組みがなされております。町では、その実施状況を把握しながら、さらなる経営改善に努めるよう指導助言してまいります。

建設課関係ですが、工事発注状況については、道路安全施設工事として小山城・十二所線防護柵設置工事ほか2件を発注し、956万1,000円の発注額となっております。

舗装工事としては切上・東君堂線ほか20路線、改良舗装工事としては大坂善知鳥外川原線ほか4路線、合わせて2億6,727万9,000円の発注額となっております。

町営住宅関係では、作山住宅屋根塗装工事ほか2件、237万8,000円、塚 地区町営住宅建築工事として4棟、5,832万7,000円の発注額となっております。

簡易水道関係では、六郷東部地区及び畑屋地区配水管埋設工事など4件、1億1,114万2,000円の発注額となっております。

業務委託関係では、町道改良舗装工事に伴う測量設計業務委託として坪立線ほか10路線、2,657万5,000円、六郷東部地区簡易水道事業測量設計業務として2件、745万5,000円、道路台帳補正業務として1件、997万5,000円の発注額となっております。

学務課関係ですが、学校間交流事業の一環として7月8日に町内各小学校の5・6年生を対象にした「本物体験講座」、7月31日と8月1日には町内各中学校3年生を対象にした「学習交流会」をそれぞれ開催いたしました。

小学校交流においては、作曲家、ピアニストとして活躍されている青島広志先生をはじめ5人の音楽家の方々をお招きし、歌とピアノ演奏を交えた歌劇などを鑑賞しております。中学校交流においては、秋田市内の塾講師や先輩の高校生をお招きし、高校受験に向けての取り組み方などについて受講しております。今後も町内小中学校の学校間交流により、子どもたちの感性と創造力を育むとともに、地域融和や学力向上に取り組んでまいります。

望ましい学校規模に向けた取り組みについては、「学校将来構想検討委員会」を6月に設置し、11月頃までにご提言をいただく予定になっておりますが、その一環として先般、地域ごとに学校教育懇談会を開催し、少子化の現状と課題を説明したうえで、学校教育について保護者や地域の方々

と話し合いをしております。

次に全国学習状況調査についてであります。今年の4月に小学校6年生と中学校の3年生を対象に実施しております。結果につきましては、国の平均・県の平均と比較した町の平均という形で文部科学省から8月29日に教育委員会に示されました。今回実施した国語、算数・数学の学習状況は全国及び県の状況と比較した場合、おおむね良好な状況にあると判断しておりますが、若干課題も見受けられ今後一層の指導が必要であるように思われます。今後分析を進め、その結果についてホームページで公表してまいります。また、各学校については、自校や個々の課題とその実態を分析し、保護者に自校の状況について機会を捉え「面談」「教育相談」を設けるなどするとともに、児童生徒や保護者とも課題を共有し、速やかに指導方法の改善に取り組んでまいります。

工事発注状況については、六郷小学校屋上等改修工事、仙南西小学校プールヘアキャッチャー改修工事、千畑中学校体育館油管改修工事等及び六郷中学校大規模改造工事2期分など、総額9,853万6,400円の発注額となっております。

社会教育課関係ですが、7月26日から9月7日まで学友館において、郷土の洋画家、小西正太郎氏の渡欧時の撮影写真特別展を開催しております。また、夏休みに親子で鑑賞できる映画上映会を仙南公民館で8月9日に開催し、214名の方々にご覧いただきました。また、本年度の成人式は、同じく仙南公民館で237名の参加のもと、厳粛に行われました。成人になったことを自覚し、新たな誓いを胸に刻み、今後一層ご活躍されますことをご期待申し上げます。

続きまして、提出いたしました議案の概要をご説明申し上げます。

報告第7号 専決処分事項の報告についてですが、六郷小学校において草刈作業中に発生した事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分いたしましたので、ご報告するものです。

報告第8号 健全化判断比率の報告について、報告第9号 資金不足比率の報告についてですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、ご報告するものです。

認定第1号 平成19年度美郷町一般会計決算認定についてですが、決算額は歳入122億8,123万5,000円、歳出118億179万4,000円で歳入歳出差引4億7,944万1,000円となりました。

経常収支比率は91.4%で、18年度決算の93.3%に比べ1.9ポイント改善されました。起債の償還がピークを迎えたことにより公債費及び扶助費の比率は増加しておりますが、その他の項目についてはすべて前年度を下回ったことによるものですが、人件費を含め国体関連経費が臨時的経費に計上されているという特殊事情を考慮しますと、今後も引き続き経常経費の削減に向けた取り

組みを継続していく必要があります。また、公債費による財政負担の度合いを判断する指標の実質公債費比率は19.4%となり、18年度決算の19.5%に比べ0.1ポイント改善しております。19年度においては、土地改良事業受益者負担金元利償還金に対する補助金を一括交付するなど、公債費負担の適正化に向けた取り組みを行っており、今後も後年度負担の軽減策を講じるなど、財政健全化に向けた取り組みを強化してまいります。

認定第2号 平成19年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてですが、歳入25億6,723万4,000円、歳出23億4,702万7,000円で、歳入歳出差引2億2,020万7,000円となりました。

認定第3号 平成19年度美郷町老人保健特別会計決算認定についてですが、歳入歳出ともに24億9,113万6,000円となりました。

認定第4号 平成19年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定についてですが、歳入5億9,258万4,000円、歳出5億8,817万3,000円で、歳入歳出差引441万1,000円となりました。

認定第5号 平成19年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてですが、歳入2億1,109万7,000円、歳出2億526万3,000円で、歳入歳出差引583万4,000円となりました。

認定第6号 平成19年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてですが、歳入2億3,820万5,000円、歳出2億3,115万1,000円で、歳入歳出差引705万4,000円となりました。

議案第64号 大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更についてですが、休日救急医療連携事業の実施及び事務所の所在する施設名称の変更に伴う規約の変更について、お諮りするものです。

議案第65号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてですが、因幡文夫氏を引き続き、人権擁護委員として推薦したく、意見を求めるものです。

議案第66号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてですが、平成20年6月18日に公布された地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部改正について、お諮りするものです。

議案第67号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてですが、株式会社日本政策金融公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の一部改正について、お諮りするものです。

議案第68号 美郷町担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の制定についてですが、担い手農地集積高度化促進事業の実施にあたり、事業費の一部を分担金として受益者から徴収するための条例の制定について、お諮りするものです。

議案第69号 平成20年度美郷町一般会計補正予算第4号についてですが、清水苑の下水道接続に要する経費、児童虐待防止推進啓発に要する経費、松枯れ病・サクラテングス病の防除に要する経費、千畑温泉湯治館建築事業に係る借入金の繰上償還に伴う千畑ヘルス観光への負担金、北林腰本堂町線舗装工事ほか道路新設改良等に要する経費、防災行政無線設備工事に要する経費及び学校支援ボランティア養成に要する経費等の増額に伴う歳入歳出の増額について、お諮りするものです。

議案第70号 平成20年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてですが、税率の変更に伴う国民健康保険税の減額等及び額の確定に伴う歳入歳出の増額について、お諮りするものです。

議案第71号 平成20年度美郷町老人保健特別会計補正予算第1号についてですが、平成19年度分の清算に伴う歳入歳出の増額について、お諮りするものです。

議案第72号 平成20年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号についてですが、六郷東部地区配水管工事の追加及び羽貫谷地地区の給水管洗浄工事に要する経費等の増額に伴う歳入歳出の増額について、お諮りするものです。

議案第73号 平成20年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号についてですが、公共樹設置接続工事に要する経費等の増額に伴う歳入歳出の増額について、お諮りするものです。

議案第74号 平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてですが、各処理場に係る修繕費の増額に伴う歳入歳出の増額について、お諮りするものです。

以上、行政報告とともに提出議案の概要につきましてご説明申し上げます。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

陳情第6号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第5、陳情第6号 過剰な農薬取締法により、食物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情書を上程し、議題いたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認め、陳情第6号については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

陳情第7号の上程、説明

議長(伊藤福章君) 日程第6、陳情第7号「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書についての陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認め、陳情第7号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

陳情第8号の上程、説明

議長(伊藤福章君) 日程第7、陳情第8号「地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等」を求める意見書の採択等を求める陳情書を上程し、議題といたします。なお、陳情第8号については9月1日の受付処理のため事前配布しておりません。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認め、陳情第8号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

請願第2号の上程、説明

議長(伊藤福章君) 日程第8、請願第2号 燃料、肥料、飼料、農業用資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願を上程し、議題といたします。なお、請願第2号についても9月1日の受

付処理のため事前配布しておりません。

陳情書の朗読は省略いたします。紹介議員がおりますので紹介議員の説明を求めます。

武藤 威君、登壇願います。

(紹介議員 武藤 威君 登壇)

9番(武藤 威君) 9番、武藤です。

請願第2号でございますけれども、燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願でございますけれども、この請願団体は前にも言ったかと思っておりますけれども、農民運動秋田県連合会から出されておりますけれども、我々農民連と俗に言っておりますけれども、私もその一員でございますので、私紹介議員としてというようなことで来たと思っておりますけれども、これはもちろん党に入っているいろいろな、社民党から自民党、共産党、それぞれの党所属の方々ももちろんおりますし、またそういうものは関係ないという方々の集まりで、今農業団体、我々農協を初め以前には米価運動その他で農民運動等してございましたけれども、今現在なかなかそうしてやってくれる方はいなくなったと。そういう中で、全国的にそういう運動をしている団体でございます。

紹介議員として私ここに来ましたけれども、あえて言わなくてもこの議場の中におられる方、また美郷町民、県民、国民、それぞれ今物価、いろいろな物価が上がって、ガソリンも高くなって大変だと。例えば農家の方はこれから稲刈り、乾燥機の灯油初め軽油等々、大変な時期に来ていたということは身にしみてわかっておると思います。

そういう中で今国際的な穀物価格ももちろん高騰し、輸入・輸出とも大変危ぶまれているという状況でございますので、一部漁業関係等ではわずかながら補助するような形にもなっておりますけれども、やはりこれは日本の食料、自給率を高めるためにも、さらに国策としてもやっていってもらわなければならないということで、政府関係者に意見書を請願提出するものでございます。

請願事項として、一つとして、政府において、石油、肥料、飼料、農業資材の高騰分の補償を含む対策を実施すること。原油や穀物への投機を規制すること、という請願内容になっておりますので、皆さんからはご理解得られるものと思っておりますけれども、よろしく皆さんからご審議のほどお願いいたします。以上です。

議長(伊藤福章君) お諮りします。この請願については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認め、請願第2号については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

一般質問

議長(伊藤福章君) 次に、日程第9、一般質問を行います。

今議会定例会での一般質問の通告者は4名であります。

一般質問の順序は通告の順に許可いたします。

質問者は一般質問席に登壇して発言してください。

武藤 威君

議長(伊藤福章君) 最初に、9番武藤 威君の一般質問を許可いたします。武藤 威君、登壇願います。

(9番 武藤 威君 登壇)

9番(武藤 威君) 9番武藤です。

一般質問の一人目ということで、最初から皆さんにおわびすることがございますけれども、今回一般質問の大きな題目として五つほど出しておりますけれども、最後の五つ目ですけれども、網目問題ですけれども、0.7、0.9、0.2とありますけれども、それが単位がちょっと間違っています、後で直しますのでよろしく願いいたします。

それでは早速始めたいと思いますけれども、一つ目ですけれども、日本の食料、食用の魚関係の自給率は59%だそうです。それで、年々輸入量が多くなっているということで、それをとるにしても燃料高で大変余裕がないということで、先ほどの請願の中にもありましたけれども、漁業関係には国で涙の補助金を出しているということでございます。

それと同時に、今大変な事態になっているのではないかなと思うわけでございます。人と車が食料を奪い合うというような時代になってきているのではないかなと。これが世界の食糧を不足、また飼料等燃料に回ったりして不足を来し、何だか今までの流れがずっと変わりつつあるというのが今現状ではないかなと思うわけでございます。

そういう中で、原油、また穀物がどんどん上がっていくと。そしてそれに連動した重油等、灯

油等、ガソリン等どんどん上がっておるわけでございます。

そういう中で農畜産農家の経営をも容易でないというところまで、この美郷町でもあらわれてきているというわけでございます。特にこういう燃料関係、ハウス等やっている方は特に胸に刺さるものがあると思いますけれども、施設園芸、また飼料をほとんど輸入に頼ってきた畜産、それから規模拡大してきた農家や、今それに関連している、この町でも進めている生産組織農家というのも大変厳しい状況になっておるわけでございます。

そういう中で、我々はこの美郷町でもある本堂の前農家で、豚やっている方、二、三十頭やっておったと思いますけれども、その人も、もうこれ以上はやっていけないということでやめたという悲しい声も聞かれるわけでございます。

このような被害を救済するためにも、町独自の補助制度の創設や、それと同時に今、去年の冬もこの場で言いましたけれども、今の段階でも冬、これから寒くなって秋終わって、冬になって、この冬をしのぐためにストーブをたく時間を少なくしているというような声が、今からもう目に見えて自分の頭に来るわけでございますけれども、その燃料が今また高くなっていると。

低所得者等の油代、この補助等も以下から考えていかなければできないのではないかなと、その辺を聞いておきたいと思います。

また、先ほど町長の説明の中にありましたけれども、今堆肥センターができてよかったなと私も喜んでいる1人でございますけれども、今その稼働率が大変よいと、順調だという報告を受けましたけれども、こういう形でいけば、先ほどの養豚農家のような方が出てくる恐れも十分に考えられる。また片手間とでもいいですか、小規模、二、三頭の牛を置いている方々もやめようかなという方も出てくる恐れも十分にあるという中で、やっぱりせっかくああやって稼働したセンターを、この後も順調に稼働させ続けていくためにも、農家のためにも、あのセンターのためにもやっていくには、やはりもうちょっと大仙市、横手市、あるいは角館の方まで手を伸びてPRとでもいいですか、手を伸べながら、できるならば利用を促すというような方法も考えていかなければいけないのではないかなと思うわけでございます。

それで私ちょっと考えましたけれど、生意気なことを言いますけれども、四つほど考えついたものを、これはやはり町だけの問題ではない、国・県にも働きかけていくべきではないかなと思ったことを並べてみましたので、報告し、できればそれを上の方に向け合っていただきたいものだと思うわけでございます。

一つ目でございますけれども、灯油の依存度が高く、漁業と同様価格転嫁が難しい施設園芸に

については、燃料価格高騰に対する直接補てんをしたらどうか。

それから二番目ですけれども、加工用牛、肉用子牛、畑作物を初め国の助成金のある農畜産物については、燃料や飼料価格、肥料コストの上昇に見合った価格の引き上げを行ったらどうか。

また、飼料については現行の飼料安定基金への支援を強化し、基金の赤字分を国の責任で補てんすること。現行の安定基金が想定していない長期的な高騰に対するために、特別基金を国の責任で創設する。また、当面の飼料増産対策として、飼料米や秋まき大麦の増産対策の価格補てんを行う。

さらに、米についてはコストアップをカバーできるように不足払い制度の導入を真剣に検討していただきたいものだなと、いつも思っておりますので、この辺を当局ではどういう考えか、もしよかったら上の方にかけてほしいと。

それから、国保税・介護保険の減免についてでございますけれども、国保・介護とも火災などの際に減免できるとした要綱がもちろんあるわけでございますけれども、これはもちろん受益者負担が原則の制度であり、所得による減免は税負担の公平さからも要綱にはもちろんありません。

しかし、国保税や介護保険料の減免については、負担能力がなく、支払い猶予を認められているケースがあるのに、一方では減免できないのはおかしいのではないかなとも思ったりするわけでございます。生活保護を基準にした減免制度を取り入れている自治体もあると、これは岩手県の例しかわかりませんが、あります。これがもちろん当町でもできないということはないと思い、考えます。

要綱を変える発案ができるのはもちろん、これに携わっている実態をつかむ担当部署こそ一番よく理解されておると思うわけでございます。国保税、また介護保険料の減免を強く求めることを込めながら質問するわけでございますので、これはもちろん滞納すれば本人はもちろん困りますし、町当局ももちろん困ることでございますので、その辺をお含みの上、ご答弁願いたいと思います。

次に、三番目の就学援助についてでございますけれども、義務教育は無償とする26条などの法令に基づいて、小中学校のいる世帯に学用品費や給食費、修学旅行費などの補助する制度、小中学校の就学援助がいろいろな新聞に載っておりますけれども、全国的に小中学校の就学援助が増加の傾向にあると報道されておるわけでございますけれども、ある新聞の報道によりますと秋田市の場合、就学援助、準要保護を含むわけでございますけれども、適用者数が小中学校とも過去

最高を連続更新していると秋田県の例を挙げておりました。

小中学校合わせた今年度6月現在の適用率は11%と、100人に11人ですけれども、を超えたと載っておりました。そういう関係で私もいろいろ調べましたけれども、県の義務教育課で出された資料をちょっと見てみましたけれども、美郷町も載っておりましたけれども、平成17年4月から10月現在、当美郷町の中の認定件数が105件、認定人数156人となっておりますけれども、適用率など現況、また変わっていると思います。それはどうだかと。

また、母子世帯がふえており、子育てに苦労している家庭もふえているというような、例えばです。そういう例に挙げられるという、いろいろな例があると思いますので、その分析などをしているのかどうか。していたらなんぼか教えていただきたいものだなと思います。

では四つ目ですけれども、角六線の畑屋の農協のスタンドの高野、農協のスタンドのあたりから鑓田の交差点までの、いわゆる角六線の歩道設置についてでございますけれども、たしか7月19だったか16だか忘れましてけれども、7月のそのころの記事、さきがけ新聞ですけれども、見た方もおるとおもいますけれども、かつて太田を初め真木ダム建設でいろいろと議論、討論等されましたけれども、もうやめるということで、それに対しましてその代替案の一つに、かつてあの地域で私も議員になりたてからやりましたけども、何ともかんともならないか、だども県道だ、町には何も言えない。そのうち何とかかんとかなるだろうというような形で毎年のように意見要望等を出されてきたわけでございますけれども、もちろんあそこは、本当に冬になれば大型が除雪をよくすればよくするほど路肩に落ちていくと。しかも子供たち、老人たち、お年寄り、普通の人も「あそこ歩けない」というような大変なところでございます。

子供の通学路、生活道路として危険が多すぎる場所だ、早く設置をしてほしいと多くの要望が出されていたものでございました。私もそれなりに先ほど言いましたけれども、旧千畑当時から町にももちろんお願いしましたし、県にも直接行ったこともございますけど、なかなかやってくれないところでございました。

ようやくという感じでございますけれども、我々もあの地域の方も喜ぶと思います。1日も早い完成が期待されるところでございますけれども、これはいつから、どのような手順で進められているのか、そのあたりの情報を聞きたいものだなと思っておりますけれども。

それから最後でございますけれども、これ質問してみたらどうかなと思ったり、やめようかなと思ったことですけれども、いよいよ稲刈りのシーズンになりました。この稲刈りのシーズンに私ですよ、心配というより悩み、怒りというのは金の心配、作業料の心配から、一番その中で頭

に入るのは、この網目問題ですけれども、そろそろと言いましたけれども、ことしの作況指数は例えば102とか98とか出ますけども、これはいろいろなところで聞きますと1.7の網目、昔からそれで作況指数が出されていたそうでございますけれども、実際今我々は1.75から始まって、1.8、1.85、今1.9で出さなければできないところまで来てしまいました。そうなるですと、あれ、この作況指数出されてるけれども、我々農家は米プラスお金で自分の経営を考えていきますけれども、実際この網目問題とテレビ・新聞で放映される作況指数と、我々農家の作況では0.2の差が出てしまうと。

ということは、金の面も違うし、実際も違うし、その辺農政課初め、また農協ももちろんですけども、その辺私だけそうやって悩んでないので、この際すっきりしたいなと思って、その考え方を聞きたいものだなと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

町長（松田知己君） ただいまの武藤議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、原油、飼料など価格高騰についてですが、原油価格の高騰による石油製品の価格上昇は住民生活全般に大きな影響を与えておまして、農業関係においても、議員ご指摘のとおり農業経営に打撃を与えつつある大きな、大変な問題であると認識しております。

そうした状況への対応については、基本的には自治体の個別対応というよりは、議員申し上げましたが一義的には国策として対応すべき課題であると私は認識しているところです。そのため、現在のところ早計な町独自の補助制度等を創設することは考えておりません。現段階では、現行施策である農業機械の免税軽油の使用について、町広報を通じて農家に周知徹底するとともに、本年6月の関係閣僚会議において決定された原油等価格高騰対策や、8月29日に公表された安心実現のための緊急総合対策の中にある各種制度などについて、農政課と関係機関が連携を図りながら、経営指導の一環として周知徹底するように努めてまいりたいと考えております。

なお、議員ご指摘の施設園芸等への燃料価格の直接補てん、農産物のコスト上昇に見合った価格引き上げ、飼料安定基金の赤字分への国補てん等、米に対する不足払い制度の導入につきましては、個別の重要案件でありますので、国に対して対策を講じていただくよう県町村会を通じて要望してまいりたいと考えております。

また、原油価格高騰に伴う低所得世帯や福祉施設に対する油代の補助につきましては、原油等価格高騰対策の中の、国民生活への支援策として生活困窮者への灯油購入費の助成や、社会福祉

法人への福祉ガソリン支援などを特別交付税措置の対象とする旨記述されているところですが、現在のところ国の財政支援措置の内容や今後の価格動向を注視しながら、その対応について今後検討してまいりたいと考えているところです。

また、堆肥センターについてですが、現在のところ町内確保を基本として運営していきたいと考えておりますが、その後の状況につきましては、その間の運営状況を踏まえて対応を考えるべきと考えております。

次に、国保税・介護保険の減免についてですが、現在、低所得者の国民健康保険税については条例に基づき、その所得に応じて均等割額と平等割額を2割・5割・7割軽減して、税負担を少なくしているところです。また、さまざまな理由によって納税が困難な方に対しては、納税相談をしながら納期変更や納付猶与により、着実に納税していただけるようその対応に努めているところです。

さらに失業や疾病、その他の理由で生活が困窮し、納税が著しく困難である旨減免申請された世帯については、前年収入と当該年の収入見込額の比較を行いまして、減少割合に応じた税額の減免を施行規則に基づいて行っております。

また、減免申請が提出された場合には、施行規則に基づいて関係機関への照会等の実態調査を行い、生活保護基準をもとに算定した数値によって、承認か否かを決定していることについてもご理解をお願いいたします。

次に介護保険料についてですが、40歳以上65歳未満の、いわゆる第2号被保険者の介護納付金については医療保険者による徴収となるため、国保加入者については国保税の一部として課税しておりますので、国保税としての取扱いになります。65歳以上の第1号被保険者については、大曲仙北広域市町村圏組合が保険者となって介護保険料を賦課徴収しております。18年度の制度改正の際、保険料の負担を5段階から6段階にふやしていますが、被保険者の所得が低い場合には負担も低くなるように設定されています。

また、介護保険料の減免制度については、こうした取り扱いにもかかわらず、年度途中で負担能力が著しく低下する場合を想定した対応策として用意されております。収入を基準とした減免制度の要望ですが、広域市町村圏組合では、制度が40歳以上の国民みんなで支え合う制度であること、保険料については低所得者に対して必要な配慮が行われていること、低所得を理由とした一律減免は収入のみに着目したものであって、資産調査などで正確な負担能力を個別具体的に判断したものではないため不公平になることなどにより、制度化されておられません。本日このよう

なご要望があったことについては、保険者である広域市町村圏組合には伝えてまいります。

次に、就学援助についてですが、平成20年度の就学援助費認定者数は7月末現在で117世帯、146名おります。その内訳は小学生72名、中学生74名です。適用率は全体で8.6%、小学校では6.7%、中学校では12%となっております。

その措置理由については、生活保護、母子福祉、職業不安定というものですが、最も多い措置理由は母子福祉で、全体の71%となっております。措置理由のここ数年の推移を分析しますと、すべての理由で年度によって増減の変動がありますので、一定の傾向として申し上げられることはありませんが、昨年度に比較して多くなっているのが職業不安定による措置理由です。

また、この制度の周知については福祉保健課と連携を図りながら、町のホームページや毎年2月の広報お知らせ版でお知らせしておりますが、あわせて前年度措置者に対しては個別に連絡も行っているところです。この制度の運用についてですが、現在のところ措置に係る要領は現行を維持したいと考えておりますので、どうかご理解をお願いいたします。

次に、角六線の歩道設置についてですが、主要地方道角館六郷線は、美郷町を南北に走る最も重要な路線であることはご承知のとおりです。そのため、町としても早期の歩道整備が必要との観点で、平成17年7月5日に県に対して要望を実施するとともに、平成18年6月19日にはPTA関係者や地元自治会からの要望も加味して、再度要望を行ってきたところです。

また19年11月には、秋田県議会建設交通委員会的美郷町視察時にも早期の事業化について要望書を提出、あわせて県議会議長にも要望書を提出するなどの活動を展開してきております。県からは、そうした地元の熱意を酌んでいただき、ことしの7月18日、秋田県公共事業評価専門委員会で角館六郷線畑屋地区の歩道設置の事業化が承認されたと伺っております。

県の今後の事業スケジュールによりますと、平成20年度中に事業計画の住民説明会を開催して、事業化についての意見を集約し、平成21年度補助要望を行うとのこと。また、平成21年度の補助金が交付決定となった後の予定については、21年度から22年度までに測量設計を実施し、22年度から24年度までに用地補償交渉、平成25年度には工事を完了する予定になっているとのこと。工事の概要は延長630メートル、幅員2.5メートル、事業費6億6,000万円とのこと。す。

なお、現時点では県としてもあくまで予定とのことですので、事業の進捗による多少の変更はあるものと思いますが、町としてはできるだけこうしたスケジュールで事業が円滑に進捗していくよう、引き続き各般の調整に努めてまいりたいと存じます。

最後に作況指数についてですが、作況指数の定義はその年の作柄を平年と比較してあらかず数値で、10アール当たり平年収量に対する10アール当たりの収量の比率となっております。また、平年収量は水稻を作付する前にその年の気象などを平年並みと見なして、昭和54年以降の実収量の趨勢などをもとに作成した、その年に予想される10アール当たりの収量です。

実務は、秋田県においては東北農政局秋田農政事務所統計部が担当し、作付面積調査1,140標本と収穫量調査380筆を調査して作況指数が公表されます。収穫量調査では、議員ご指摘のとおり全国統一的に主食用三等の整粒に相当する1.7ミリメートルのふるい目幅を使用しておりますが、農家が実際に使用している1.9ミリのふるい目幅とは異なっておりますが、国では農家を使用している1.9ミリふるい目で選別した場合でも、ふるいした米の一部は再選別されて主食用にし向けられているために1.7ミリのふるい目を使用していると伺っております。

作況指数につきましては国の統計的な指標であり、積算方法について町が意見を述べる立場にありませんので、どうかご理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長（伊藤福章君） 9番武藤 威君、質問時間少ないですけど再質問ありますか。許可します。

9番（武藤 威君） あと2分しかありませんので、一つ1分でやります。

一つですけども、就学援助ですけども、去年こういう例がございました。卒業したから、「あの人か」と言われるから名前言いたくありませんけれども、1人は大曲工業高校、1人は秋田工業高校に入りました。これはもちろん学校には関係ない。学校ではない、町には関係ない学校のことですけども、どちらがどっちとは言いませんけれども、片方の高校で2分の1減免、片方の高校では全額免除になってしまいました。距離の関係とかそういうものはあったかもしれませんが、そういうものは学校でやるものでここでわからないと言われればそれまでですけども、学校に問い合わせたいと思いますけれども、もしわかったら教えていただきたい。

それから、これは国のことだから何ともならない、私もそう思います。だから先ほど言いましたけれども、ここで質問したらいいべか、悪いべかと思いましたがけれども、1.7と1.9ですけども、1.9で我々出して、いわゆる中粒米、中粒というやつだな。ということは、その0.2ミリの差から出てきた米が、また再び主食に回るから、それが収量になるということで、これ以前、実は農業委員会会長さん初めて来たわけですけども、私も1期だか早かったわけですけども、その時私党公認で出まして、当時中川利三郎という衆議院議員がおりました。そのとき、旧千畑の青二才が「いや、おかしくないか」ということでこういうことを言いました。そしたら「いやあ、国会で取り上げてみる」ということで、早速取り上げていただきまして、あの当時何だかまた柔ら

かくなりましたけれども、また時代が変わりまして、また同じような形で計算するようになって、一言うっぴんを晴らしたくてここに出してしゃべってしまいましたけど、それはそれとして、先ほどの就学援助ですけれども、もし学校ではどういう形でやるものなのか、計算するものかわかっていたら、教育委員会あたり、わかっておりましたら教えてください。

議長（伊藤福章君） 教育長。

教育長（後松順之助君） ただいまの武藤議員のご質問にお答えできればいいわけでありませけれども、何分高等学校というと私どもの義務教育とは一線を画しておりますので、明確な答は用意できかねました。

ただ考えられますことは、授業に関する免除であるのか、あるいはあくまでも生活に関する免除であるのかで大きく違いがあろうかと存じます。以上であります。（「どうもありがとうございます」の声あり）

議長（伊藤福章君） これで、9番武藤 威君の一般質問を終わります。

これにて10分間休憩します。

（午前11時11分）

議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時21分）

吉 野 久 君

議長（伊藤福章君） 吉野 久君、登壇願います。

（16番 吉野 久君 登壇）

16番（吉野 久君） 私も武藤議員と同じように、冒頭申し上げますけれども、通告書の内容と登壇しての質問内容が若干違います。おわび申し上げます。

それでは始めさせていただきます。

私は、本定例会において二つの問題について一般質問し、町長の見解をお伺いいたします。

まず初めに、ローカルマニフェストについてお伺いいたします。

2003年の公職選挙法の改正により、民主党が先鞭をつけたマニフェストの実施は、2007年の首長選での解禁もあって、最近では地方自治体の首長選挙でもローカルマニフェストとして散見され

るようになりました。首長選でのマニフェストの実施は従来の選挙公約と違い、何を、いつまで、どれくらいやるかを明示し、事後の検証を担保することで、有権者と候補者間の委任関係を明確にします。

盛り込まれる要素は、政治への基本理念と具体的な政策、その政策の目的、実施方法、期限、財源などの明確化と目標数値の設定、事後の評価が可能な形での策定と、有権者にわかりやすい表現での明文化などが挙げられ、選挙前の有権者への公表と配布が前提となります。また、マニフェストを実施することによって期待される効果は、現在の政治が抱える問題点の明確化、美辞麗句を並べた宣伝活動に終始しない実行可能性が担保された政策の提示、有権者の政策本位の選択肢、施策の事後評価などが考えられます。

全国の知事や市区長、町村長合わせて208名が加入するローカルマニフェスト推進首長連名は、首長選挙を候補者が提示する地域の理念と政策をめぐり、誰もが地域社会のあり方を考える最高の機会と位置づけております。

私は11月行われる町長選挙で、ローカルマニフェストを掲げることはこれまで町民に対し情報の共有に努めて、協働、参画のまちづくりを目指し、管理型の行政運営を脱却して経営型の自治体運営を目指してきた松田町政の姿勢として、必然と考えています。また、町民が待ち望んでいることと考えています。

以上の観点から、ローカルマニフェスト実施への町長の姿勢を伺い、可能であればその内容をお伺いいたします。また、提案のローカルマニフェストを実施するお考えがない場合や、表明を控えるとすれば、現時点での美郷町の課題とその解消に向けた取り組みについての見解をお伺いいたします。

次に、商業振興と交流人口の増加を根底にしたまちづくりについて、お伺いいたします。

10月上旬、現在の厳しい美郷町の商業環境に拍車をかけるがごとく、イオンショッピングセンターがオープン予定です。町内の商業者間では将来展望が見えず、今後の廃業を覚悟する声も聞かれます。

一方、6月行われた住民と議会との懇談会で出された「イオンショッピングセンター進出をプラス方向で見据えた政策を望む」質問に、町では「当該センターには毎日多くの買い物客が訪れる。これを大きなビジネスチャンスととらえ、いかに買い物客を町内に誘導するかがかぎとなる」と答えております。

現在ますます進む少子高齢化により、地方のまちづくりで定住人口の増加を追い求めることは

困難となりました。美郷町でも合併時2万3,900人ほどの人口が、現在2万2,879人となり、今後10年後の人口目標、合併10年後の人口目標2万1,000人が実現できるか心配されます。全国では、人口減とともに高齢化率の高まりが地域の活力の減退を招かないかが懸念され、交流人口をふやすことによって地域の活力を高めていこうという意識が一般化しつつあります。

町でも地域内交流と、地域経済の活性化に向けた地販地消の推進、美郷米を基軸とし、東京都大田区との交流の推進など交流をキーワードとした事業展開を行っております。

また、このたび行われる羽州街道交流会など、観光協会の各種事業でも交流人口の増加の努力を重ねております。

私は、美郷町の商業振興は地販地消事業の展開がもたらす個々の事業主の意識改革と、町や観光協会などが行うさらなる交流人口増加の取り組みが相まって初めてなると考えています。

以上の観点から、次の3点を質問し、町長の見解をお伺いいたします。

一つ目として、18年度から取り組んでいる地販地消事業の具体的な活動がいよいよ始動しますが、その詳細をお伺いいたします。

二つ目として、地域を訪れることが交流であり、その目的は通勤・通学・買い物・文化鑑賞・スポーツ・観光・レジャーなどさまざまです。その中で美郷町の自然環境や伝統文化を勘案すれば、私は観光に重点を置くべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

三つ目として、規模こそ違いますが、長崎市や奈良市など集客都市を目標に掲げる都市も見られます。私は今後のまちづくり計画の根幹に交流人口の増加を組み入れ、それを意識した各種の施策展開を図るべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

この質問の最後に、全国での交流人口の増加事例として北海道恵庭市のまちづくりをご紹介します。

恵庭市の将来都市像は、「水・緑・花・人が触れ合う生活都市」で、日本一のガーデニングの町と言われ、町中が一つの公園のような景観です。ガーデニングのまちづくりは、新興住宅地の住民が住宅の景観をいつまでもきれいにしたい思いから始まりました。この住民主導のまちづくりは、この地域で花卉栽培が盛んなこともあって、市の中心部や商店街にまで波及し現在に至っています。

恵庭市は現在、道内はもとより全国から観光客が訪れ、またガーデニングを趣味とする退職者の移住もふえております。中島興世恵庭市長は「将来性を持たない地域はない。発展しないのは計画を持たないだけだ」と発言しておりますが、美郷町も湧水を初めとした発展素材の宝の山だ

と思っております。しかし、将来の発展のためにはまちづくりの計画とともに、商店主、事業主や住民がどのように協働し、参画するかが大切だと考えております。以上です。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

町長（松田知己君） ただいまの吉野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ローカルマニフェストについてですが、議員ご指摘のとおり2007年の公職選挙法の改正により、首長選挙において告示後のマニフェストの配布が解禁されております。一方、公職選挙法に規定されたため、その対応については厳格な対応が求められる結果となり、この場で発言することは公職選挙法に抵触する恐れがありますので、この件についての発言は控えさせていただきます。

また、ローカルマニフェストについては国政選挙におけるマニフェストと同様の要件をすべて具備することは難しいとされ、定義としてさまざまな解釈があること。また告示前の公表及び配布方についても公職選挙法の関係から、さまざまな考え方が存在し、首長選挙について告示前の公表と配布が前提とはなっていないことに、議員にはどうかご理解いただきたいと存じます。

なお、現在町では総合計画に基づき施策展開をしておりますが、私の責任においてまとめた総合計画は計画期間を定め、各分野について数値目標も定め、その投資額についても財源内訳を付した実施計画をローリングしながら、毎年皆様方にご提示しておりますが、ローカルマニフェストに対する私の姿勢はこうした取り組みで十分にご理解いただけるものと存じます。

その上で、現在の美郷町の課題とその対応策についてですが、この件については施策以外に関する部分と、施策展開に関する部分に大きく分けられるものと存じます。

初めに、施策以外に関する部分についてですが、町政推進に当たっては公平・誠実・展望を大切に、私としてはかなり努力してきたつもりですが、風聞するに一部にその姿勢が十分に伝わっていない状況もあるようです。具体には、仙南地区により多くの投資がなされているという誤解、同様に町の行事が町の主導で仙南地区に集中しているという誤解などです。

実際のところは、地域間差異を縮小させるための底上げや平準化に取り組んだ結果として、概算ですが投資額としては仙南地区が一番少なく、また行事についても、町主催行事は巡回できるものは極力巡回実施してきているものの、団体主催イベントは町で関与できないほか、どうしても必要な設備がある場合は、結果として設備の整っている仙南公民館での利用が一番多くなっている実態で、町が主導しているわけではありません。

こうした誤解が生ずることは、合併後の美郷意識や地域融和がまだ十分でないことの裏返しですので、今後のまちづくりに当たっては留意していくことが必要ではないかと認識しております。

次に、施策展開に関する部分についてですが、残念ながら人口減少と少子高齢化が進んでいく中、地域の発展を期していくためには行政体として必須の取り組み分野をしっかりとさせながら、交流と地域資源の有効活用に力を注いでいくことが必要ではないかと私は認識しております。

具体には、行政として必須分野である財政構造を考慮した公共施設等の再編整備の推進や、生活者視点での道路整備や災害対応力の強化、望ましい学校環境の整備や福祉関係の充実などが必要と存じますし、また交流と地域資源の有効活用という観点では、ボランティア活動に参画しやすい仕組みづくりや地域間交流の充実、地販地消の推進や湧水を活用した観光の推進、農業や商業、工業の連携による都市圏との物流拡大などの取り組み強化が必要なものと認識しているところです。

いずれ、総合計画を踏まえこうした観点の取り組みを総合的に、計画的に推進していくことが美郷町には必要ではないかと、私は認識しております。

次に、商業振興と交流人口増加を根底にしたまちづくりについてですが、初めに地販地消事業については、美郷町地販地消推進会議で昨年度策定した推進計画に基づき、現在、地元消費購買率を向上させるよう各般の取り組みを行っておりますが、まずは町内にどんな商店や事業所、どんな販売品、生産物、製造品等が存在するかを明らかにし、それを消費者である町民に広く周知する必要があるものと考えております。その上で消費者ニーズを的確にとらえながら、継続的に消費していただくための方策をどうするかが課題で、この点に関しては議員ご指摘のとおり、事業主の意識も大きくかかわってくるものと認識しております。

こうした考え方のもと、現在の取り組みの詳細についてですが、啓発活動として取り組んでいる町内商店、企業を紹介する美郷まるごとガイドブックは現在各種団体に構成するワークショップにおいて制作中です。この中には、宅配サービスや地販品取扱い店など、さまざまな情報を盛り込み、町内全世帯に配布して広く利用していただく予定で、年末までには発刊される予定です。また、インターネットを活用して地域の最新情報が見られるよう環境整備も行うこととしております。

開発活動としては、地産品等を活用した独自商品「たぬき中華」と「美郷まんま」の商品化について支援することとしております。

次に、交流における観光の位置づけについては、議員がおっしゃるとおり一つの大きな要素である旨私も認識しております。そのため観光を創設する、あるいは受け入れる観点での取り組みは商工観光交流課が主体となって、各般の取り組みに努めておりますし、実際のイベント等については美郷町観光協会に町としても相当の補助金を支出し、連携を図りながら実施しているところ です。

ただ、観光を推進することについては、そもそも観光とは何かをしっかりと定義づけることが 涵養で、その範疇で町を訪れる方々が何を欲しているのかをそんたくし、対処していくことが重要ではないかと存じます。その観点で考慮すると、美郷町においては目新しさを創出することのみ腐心するのではなく、先人が嘗々として築いてきた気風や伝統、環境などを大切に する意識を持って、さらにその意識を具体行動として行政のみならず、皆さんがそれぞれの立場で考え、実践することが求められているものと存じます。

もちろん商業分野でも、町や観光協会の取り組みに頼るだけではなく、商業者がみずから考え、実践してもらうことも必要で、そのことが観光と商業の関連性を一層強くするものと考えております。したがって、交流における観光についてはその大切さを認識しながら、関係する皆さんがそれぞれの立場で連携を保ちながら取り組むことが涵養と考えております。

最後に、交流人口の増加についてですが、基本は上辺のよさを追い求めるのではなく、基礎的な部分の美郷のよさをしっかりとさせることにあると存じますので、各般の取り組みの連携を意識しながら、総体として魅力を磨くことに留意し、総合計画に既に位置づけております観光の振興という項目や、地域国際交流の推進という項目について施策展開に努めてまいりたいと存じます。

交流人口の観点では、東京都大田区や茨城県つくば市並びにかすみがうら市、栃木県那珂川町との交流の一層の充実を期すとともに、学校レベルでの交流や国体を契機とした個人レベルの交流、さらには美郷町として新たな観点での交流も視野に入れて、その増加を期してまいりたいと考えているところです。なお、その交流のポイントとなりますことは、最後に議員がおっしゃったように、美郷町としても大切に するポイントを明確にする必要があると存じますので、町としては地域資源の最も重要な項目である水を大切に したまちづくりをその中心に置きながら、各般の施策を関係する皆様方と一体となって、全体で進めていくことが必要と考えております。以上です。

議長（伊藤福章君） 再質問ありますか。16番吉野 久君の再質問を許可します。

16番(吉野 久君) 1点だけ、二つ目の質問について再質問というよりは、町長の答弁で私と同じような考えをお持ちということで、非常に意を強くしているところでございますけれども、一つだけ皆さん方で認識していただきたいのが、まずイオンショッピングセンター、確かにすぐそこにできます。そこに集まる主な客層というのは、実は大曲・仙北を中心にした県南の方々ではないかなと想像しております。その方々を美郷町に入れ込むような努力というのは、本当に並大抵の努力ではないような気がします。「美郷町に行きたい」という動機づけをつくるために、やはり町長がおっしゃるように町と町民が一体となって、また商店主も一体となってまちづくりを進めていかなければならないなと感じております。以上です。答弁いいです。

議長(伊藤福章君) これで16番吉野 久君の一般質問を終わります。

熊 谷 隆 一 君

議長(伊藤福章君) 次に、4番熊谷隆一君の一般質問を許可いたします。熊谷隆一君、登壇願います。

(4番 熊谷隆一君 登壇)

4番(熊谷隆一君) 4番熊谷です。

私からは初めに、「秋田発子ども双方向プロジェクト」の教育効果と将来展望についてと、多子世帯への支援について、2点について質問をさせていただきます。

町では、町内の各小中学校で夏休み中に行われるつくば市との交流や、冬期間に行われるかすみがうら市との交流、また中学生のオーストラリアへのホームステイ事業など各種交流事業が行われております。なお、先ほどの町長の行政報告の中でも詳しく報告されております。

また、ことしの町の重要施策として交流を取り上げて、さまざまな施策も展開されておるところであります。

千屋小学校で32年間にわたって続けられてきました東京都港区の御田小との交流は、これまでPTA会員の奉仕的な気持ち、いわゆるおもてなしの心で長きにわたって続けられてまいりました。中には親子二代にわたって交流が続けられているケースもあると伺います。この32年間の中で参加した子供や、またそれに携わった親の数は相当数になっていると思ひ、またさまざまな成果を上げていると思ひます。

しかし、交流が始まった時点と現在では社会や家庭の環境が大きく変化しており、中心となって運営する保護者の負担が大きくなってきていることも事実のようです。

そんな中、ことしの御田小交流は県の「秋田発双方向プロジェクト」として県内三つのモデル校のうちの一つとして事業の認定を受けて実施され、7月26日からの千屋小学校での交流、8月16日からの東京御田小での交流や体験が行われております。交流内容については、その一部が新聞やテレビでも報道されており、町民の関心を集めたと思います。

国では、総務省と文部科学省、農林水産省が連携して進める「子供農山漁村交流プロジェクト事業」として、今後5年間で全国のすべての小学校での実施を目指しているといえます。今回の県のプロジェクトはそのためのモニターとして実施され、今後の事業展開に生かされていくと思いますが、全国の小学校でも実施となりますと参加者120万人、受け入れ地域500カ所と想定されているようですが、今回のプロジェクトに関しましての内容と教育効果について伺います。

2点目として、今回は千屋小学校での取り組みがプロジェクトとして実施されたわけですが、国の事業を踏まえまして町内各小学校での交流事業への今後の取り組みについて伺います。

3点目として、今回町はもちろんです。事業全体や農作業体験など町民の協力もあったわけですが、今後の受け入れ体制について伺います。

4点目として、これらの事業の課題について伺います。

次に質問の2点目になるわけですが、多子世帯の支援策について質問いたします。

秋田県の人口減少は著しく、美郷町でも少子化人口減少が町政に大きな影響を与えております。そのことは町政の大きな課題にもなっておるわけですが、その中で学校の将来構想などが現在議論されておるところであります。

しかし、この現状の中にあっても町では認定こども園での幼保一体保育や、マル福の拡大などさまざまな支援策を講じて努力しておることは、私も認めておるところでございます。

千畑地区土崎に住む小林さんの五つ子の子供たちに対する支援について述べたいわけですが、生まれたときから社会の関心を集めて、県や当時の千畑町の支援を受けながら、現在立派に成長して、中学3年生になっております。そしてスポーツや勉学に非常に活躍していると伺っております。

これまでいろいろな支援があったようですが、特に乳幼児のころは社会的関心もあり、支援を受けていたようですが、最近では支援の内容が限定されておるようです。これまでの千畑町時代も含めて、美郷町になりまして家族から支援のお願いをされているということではありますが、余りにも特殊なケースとして先例がないなどとして、支援が限定されておるようです。

一度に5人分の教育費や生活費の負担となりますと、大変厳しいと考えられます。自助努力にも

限界があるということですし、町を象徴する人として成人まで町が支援していくべきと考え、1点目として五つ子に対してルールづくり、条例化を含めた支援策を考えていただけないかということについて質問をいたします。

また2点目として、やはり大変経済的に厳しい時代でございます、少子化問題の解決には直接ならないとは思いますが、やはり子育て支援という立場から3人以上の子供のいる世帯に対する町独自の支援策を考えられないか、この2点についてお伺いいたします。

なお、私の不注意で質問の順序、町長、教育長の順序を取り違えましたことをおわび申し上げます、質問させていただきます。どうかよろしくご答弁をお願いいたします。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

町長（松田知己君） ただいまの熊谷議員のご質問にお答えいたします。

多子世帯に対する支援策についてですが、まず多胎児家庭への支援については関係機関と連携を図りながら、これまで出産祝い金や乳幼児期のホームヘルパー派遣を行ってきておりますし、また美郷町になりましてからも節目におけるお祝い品贈呈などを実施してきております。

他自治体の例でも生後3カ月以内、あるいは1歳未満、2歳未満などを対象にした乳幼児期の産後ヘルパー派遣が支援の主体になっているようです。

したがって、町としては今後もこうした対応で多胎児家庭への支援策を講じてまいりたいと存じますので、現在のところ条例化等については想定しておりません。

また、多胎児家庭を含む子供3人以上の多子世帯に対する支援策については、国の制度による三子以降の児童への児童手当の増額や、同時期に入園となった第二子、第三子の保育料減免制度、県内に居住した場合は返還金の2分の1が免除となる秋田県育英会による「すこやか奨学金」などがあります。

さらに、町では現在議員もご指摘されましたが、人数に制約を持たない形で子供を生み、育てやすい環境づくりとして保健師による新生児訪問や健診事業の実施、ゼロ歳児保育や一時保育、延長保育など保育事業の充実、放課後児童クラブの実施や福祉医療の対象児童や満1歳以上の子の保育料半額制度に所得制限を設けずに、保護者負担の軽減を図っているところです。

多子世帯につきましては、さまざまな苦勞があるものと思っておりますし、またそれぞれの状況に違いがあるものと存じますので、その状況に応じた制度活用及び対応が現実的と存じます。町としては、関係機関の役割分担のもと引き続きこうした支援策を講じてまいりたいと考えていると

ころです。

なお、多子世帯に限らず子育てに関する経済的支援策については、その世帯の所得に応じて教育費支援や各種減免など、別途制度がありますので、あわせてご理解をお願いいたします。以上で答弁を終わります。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 後松順之助君 登壇）

教育長（後松順之助君） 私の方からは、「秋田発子ども双方向プロジェクト」についてのご質問にお答えさせていただきます。

ただいまの交流内容につきまして、あるいはその背景につきましては議員ご質問の中で十分にお話しいただきましたけれども、重なる部分があるかとは思いますが、私の方からもいま一度申し上げたいと思います。

児童生徒の豊かな人間性や社会性をはぐくむことを目的に、平成20年度より国の「子供農山漁村交流プロジェクト」が推進されることになりました。県ではこの事業の推進に加え、本県児童生徒の都市体験活動や、学校間交流等の充実を図ることで、より一層の効果が得られると考え、都市と農山漁村における双方向交流の促進を目的とし、今後の児童生徒の体験活動や学校間交流等についての課題や問題点を把握していきたいという趣旨で、こうしたプロジェクトを立ち上げたやに聞いております。

その事業内容は先ほど議員がご指摘のとおりでありましたし、この事業の委託を受けたのが、実はこれも議員ご指摘でありましたが、32年間という長い時間をかけて醸成してまいりました千屋小学校、御田小学校との交流がモデル事業としてご指摘をいただいたわけであります。

さて、ご質問にありましたこの事業における教育効果であります。以下のように考えております。

一つであります。学ぶ意欲や自立心がはぐくまれるのではないかと。

二つ目は交流を通して、食の大切さが学べるのではないかと。

三つ目はもちろん交流でありますので、思いやりの心や豊かな人間性、あるいは社会性などが期待できるのではないかと。

四つ目ではありますが、他地域との学校交流を通しながら、あるいは生活体験を通しながら社会規範や生活技術が身につくのではないかと。

最後であります。都会で生活することなど労苦を体験することによって、子供たちの視野が

広がり、故郷の再発見につながるのではないかと考えております。

成長段階において、このように体験活動を行うことは極めて有意義なことと子どもはとらえております。

次に、町内各小学校の交流事業につきましては、先ほど議員ご指摘のとおりでもありましたし、一部町長の行政報告の中にもありましたので割愛させていただきますが、さて、このことに対しましての子どもへの対応であります。子供農山漁村交流プロジェクトには、もちろんご指摘のように総務省、文部科学省、農林水産省、いわゆる国を挙げてのプロジェクトというように、最近の教育界においてはこれほど大きいプロジェクトはめったにありません。確かに、これまでは子供たちの命にかかわるようなプロジェクトは大きい規模で展開されてまいりました。そのことを踏まえつつ、なおさらに一步踏み込んだプロジェクトのように感じられます。将来を見据えたプロジェクトというようにとらえているところであります。

さて、内容的には農家などで1週間程度をめぐり宿泊体験をすると、いわゆる体験型活動の一環であります。5年後までには全国の小中学校すべてに順次拡大するという壮大な計画であります。文部科学省ではこの活動を授業の一環として位置づけるよう、学習指導要領の改訂を検討しているやに聞いております。

これまでの子どもが展開してまいりました町の交流と違う点は、都市との交流ではなく、農村や漁村への宿泊体験を主としたところにあります。ご存じのように、本町は米を中心とした農村地域であります。子供たちが実際に作業したりすることは余りないのが現状のようでありま

す。

このような機会を活用し、農作業を体験することは町の基幹産業を理解するよい機会ではないかと考えております。またそれ以上に、仲間と集団での宿泊体験は思いやりの心や規範意識を醸成することができるとともに、人間性や社会性をはぐくむものであります。今後の国の動向を注視しながら、積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、受け入れ体制についてであります。受け入れ効果としては、都会の方々に農作業を理解していただける機会であるとともに、地域の活性化に資するということで、経済効果の期待もできるものではないかと考えております。農林水産省では、今後子供たち100人以上を受け入れが可能な地域づくりを全国的に拡大する計画と伺っておりますが、受け入れするには受け入れ体制の構築が必要であります。

例えば体験内容、滞在期間、食事等の提供、輸送手段、安全の確保等々多くの内容を検討せざ

るを得ません。また行政、農業関係者、地域住民などの地域協議会を設立する必要すらありません。

現在の町の受け入れ体制の現状ですが、農家民泊の許可を受けている農家は1件ございます。受け入れ可能規模が8人ということでありました。受け入れるには、かなり不足な現状であります。一度に数十人から100人規模の児童を引き受けてくださる農家や施設が本町で可能かどうかを検討する必要があるのではないかと考えております。

さて、学校における課題であります。学校ごとに一週間というかなり長い期間で授業時数を確保しながら、平常授業日の実施となりますので、この調整に苦慮するのではないかと考えております。現在、各学校においては先ほど申しました町が実施しております各交流、それから保呂羽山への宿泊訓練、自然学習体験なども行っており、これまでの学習の見直しの検討が必要であるかと考えられます。

また、長期間体験活動中の児童の安全確保、あるいは健康管理をどういう具合に確保していくか。あるいは多数の引率人数が必要になるその確保と、残された学校の学習指導体制等々、かなりの課題もあろうかという具合に想定しているところであります。

いずれにしてもスタートしたばかりの事業であり、国においても今年度はモデル校を設置し、課題や問題点を把握していくようでありますし、先ほど述べましたが国や県の動向を見極めて、関係部局と十分な連携を図りながら、子供たちの成長を支える教育活動として積極的に取り組んでまいりたいと存じます。以上であります。

議長（伊藤福章君） 再質問ありますか。4番熊谷隆一君の再質問を許可します。

4番（熊谷隆一君） 五つ子に対する支援につきまして、条例化等は困難であるという答弁をいただきましたが、かつて千畑の時代は入学であるとか卒業であるとか、節目、節目にいろんな支援策を講じてきたケースもあるようです。そういう観点からそういうケース、あるいは町長がおっしゃいましたさまざまな事業の中で、救えるところといいですか、対象になるところは対象にさせていただきながら、できるだけの支援をお願いしたいと思います。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

町長（松田知己君） 熊谷議員の再質問ですが、議員のおっしゃってる趣旨は十分にわかりますので、そうした方向で今後とも頑張ってまいりたいと存じます。

議長（伊藤福章君） よろしいですか。

4番（熊谷隆一君） これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（伊藤福章君） これで4番熊谷隆一君の一般質問を終わります。

これにて昼食のため、午後1時まで休憩します。

（午後 0時 2分）

議長（伊藤福章君） 鈴木良勝君より、午後欠席願が出ております。

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 1時00分）

深 沢 義 一 君

議長（伊藤福章君） 次に17番深沢義一君の一般質問を許可いたします。深沢義一君、登壇願います。

（17番 深沢義一君 登壇）

17番（深沢義一君） 午後からの質問は私一人ということで、いつになく期待と緊張という状況ではありますが、通告に従いまして質問をいたします。

少子高齢化社会に加えて、原油高からの物価の高騰など、かつて想像できないほどの厳しい状況が到来しています。そして、それらに対応すべくさまざまな対策を練りながら、町において、家庭において、皆懸命に頑張っているのが今の社会状況ではないかと思えます。

そうした状況の中、地域を少しでも明るく活性化させていくためには、何といっても若い人たちの力が必要であり、欠くことのできないものと考えますし、エネルギーをどんどん出してもらえよう、町として、あるいは町全体として若者支援に積極的に取り組む必要があると思うところでもあります。

こうしたことから、結婚問題への取り組みについてと、若者が主体となったイベントの創出についての2点について、一問ずつ質問をいたします。

まず初めに、結婚問題への取り組みについてであります。このことにつきましては、ほかの先輩議員からも幾度となく質問されておりますし、私自身も一昨年の9月定例においても同じ質問をしておるところであります。そのときの答弁では、「出会いの場の創出をしているが、女性の参加が少なく交流するまでには至っておらず、今後の取り組みについて検討する」、あるいは「活動の一つとして情報交換し、結婚に結びつくよう努力する」とありましたが、プライバシーの問題

やデリケートな面が多いことから、その取り組みについてはやや消極的にならざるを得なかったのかなと思うところではありますが、再度同じ質問をするに至ったのは、この結婚問題がさまざまな面での根底に位置する大きな課題であると改めて思うことが幾つかあったからであります。

一つには、何といたっても少子化であります。特殊出生数の減少もあるでしょうが、現実に想像を超えるほどに子供が減っている状況を考えますと、その根底の一つである結婚問題について消極的ではいられない状況であるということ。また、農業であれ商業であれ、あるいはサラリーマン家庭であれ、結婚がその家の安定につながる大きな要因であることから、結婚を切望している家庭が多いこと。加えて申し上げますと、母子・父子家庭も多いということも挙げられます。

また一つには、結婚が地域に根ざす契機となり、さまざまな参画へのきっかけになっていることから、地域活動の活発化にも結びついていることなど、今さら言うまでもないわけではありますが、非常に大きな要素を含んでいると思うからであります。

そうしたことから、さまざまな組織と連携・協力を得ながら積極的に結婚問題に取り組むべきと思いますが、町長と農業委員会会長にこの問題への取り組みについての考えをお伺いいたします。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

町長（松田知己君） ただいまの深沢議員のご質問にお答えいたします。

結婚問題の取り組みについてですが、先ほど議員からもご指摘ありましたが、町では平成17年度から出会いの場創出事業として、結婚を望んでいる方々のグループとして「こみっと」というものを平成17年7月に設立いたしました。67名の方々の会員登録をいただいております。

この会の事業として、平成17年度は2回の会員交流会、結婚相談、出会いの場として町主催のイベントの周知を行っております。平成18年度にも同様のイベントを企画しましたが、会員交流会への女性の参加者がいなかったため、中止せざるを得ない状況になり、そして平成19年度においては、その「こみっと」を解散した経緯があります。

こうした現実を踏まえるとともに、民間やNPO法人でも事業を展開していることも踏まえ、仙北地域振興局懇談会での意見交換の中では、より広域的な取り組みについてお願いした経緯もあるところ です。

結婚問題につきましては、町としましてはさまざまな交流を通じての出会いに期待し、町内の各種イベント開催において気軽に参加できる雰囲気づくりや、イベント開催の周知に努めてまい

りたいと存じますし、加えまして、より広域的な取り組みというものについての県の支援についても町として県に要望してまいりたいと存じますので、何とぞご理解をお願いいたします。以上です。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。農業委員会会長、登壇願います。

（農業委員会会長 渡邊 調君 登壇）

農業委員会会長（渡邊 調君） それでは、深沢議員の質問にお答えいたします。

さきに町長のご答弁にもありましたとおり、農家をめぐる情勢は農業従事者の高齢化や、後継者の確保の問題等年々厳しさを増しております。結婚問題については、農家のみならず美郷町全体の問題と考えていますが、個人情報保護法の施行以来、情報の提供等が困難となっています。

こうした中、農業委員会としては結婚相談ということだけではなく、農業委員活動の中での農業相談の一つとして、これからも情報交換し、対応してまいりたいと考えております。

今後とも、ご指摘とご指導をお願い申し上げまして、答弁といたします。

議長（伊藤福章君） 再質問ありますか。17番深沢義一君の再質問を許可します。

17番（深沢義一君） 旧町村時代には結婚相談員もおりましたし、また農業委員会でも積極的に取り組んでおられたと思います。事実、私の周りにも農業委員会主催の出会いがきっかけで結婚した方もおられますし、数はともかくとして結婚に結びついた活動がかつてはあったわけであります。

時代は様変わりしていますが、以前に増して深刻化してきているのも事実であります。合併のスケールメリットを生かし、積極的な活動をお願いいたしたいと思っております。

また私自身も議員として、また一個人として積極的に取り組んでいきたいものと思っております。

ところで、町長に再質問であります。具体についての考えはすぐにはいかならないと思っておりますが、出会いを前面に出しての場の創出では、女性の参加は抵抗感を持たれてしまい、なかなか難しいものと思っております。そうしたことから、参画するイベントの創出も必要と考えるわけですが、このことは次の質問で行うこととして、紹介活動とも言うべき結婚相談員の配置ということも必要と思っておりますが、そうした考えはお持ちではないでしょうか。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

町長（松田知己君） 深沢さんの再質問にお答えいたします。

結婚相談員活動については、深沢議員のご指摘のとおり合併する前、各町村において農業委員

の委員の方々が兼務したり、あるいは別途配置しておりました。その方々の実績という観点では非常に厳しい内容の数値が実績として残っております。

その実績の背景にあるものは、だんだん変わってくる情報化社会の中で、そういった情報に対する結婚適齢期の方々の価値観というものがあるんだろうと認識しております。したがって、現段階で従前と同じような形での結婚相談員というものについて配置することは難しいもの、いや相談員活動の実績を求めることがかなり難しい状況にあるのではないかとこのように考えております。

したがって、結婚相談活動というよりも出会いの場という部分での取り組みの方が、町としては実効が上がるのではないかと考えています。なお、さらにその実効の部分については次のご質問に対する答弁でお答えしたいと思います。

議長（伊藤福章君） よろしいですか、17番深沢義一君。

17番（深沢義一君） 次の問題に入りたいと思いますが、再度申し上げるんですが、場の提供ということだけでは、なかなか女性の参画というのは難しいものと私は思います。そういう意味では、確かにプライバシーということはあるにせよ、紹介活動というようなことから、やはり結婚相談員というのはこういう時勢を考えますと必要なものではないかなと私なりに思いますが、このこともあわせて後々検討いただければなと、そう思います。

次に、先ほど話しましたように結婚問題とも関連するわけでありますが、町の活性化を目指すとともに、若者たちに活力を与え、美郷町民としての郷土意識・仲間意識を高めてもらうため、町職員も含め町内のさまざまな組織に呼びかけ、若者が主体となった全町イベントの創出も必要であると考えます。

ちょうど20年ほど前の夏、旧仙南村において「お嫁の来る町フォーラム イン 仙南」というイベントが開催されました。私もそのときのスタッフでありましたが、村が提案し、村の若者が協力し合って作り上げたイベントであり、単年度ではありましたが、その後のさまざまな活動につながったイベントであったと思っておりますし、結婚に結びついた出会いもあったやに聞いております。

イベントをつくり上げていく中で、あるいは参加する中で出会いも生まれることと思っておりますし、町内外への交流で人が触れ合う町美郷町へと発展するものと考えます。美郷町出身の全国で活躍されている方々にも声をかけ、そして東京大田区など友好都市にも呼びかけ交流することで、さらに活力が増すものと考えますが、そうしたイベント創出に対する町長のお考えを伺いた

いと思います。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

町長（松田知己君） ただいまの深沢議員のご質問にお答えいたします。

若者が主体となったイベントの創出についてですが、町内にはさまざまなイベントがありますが、年配の方々が主体となって準備や段取り、片づけにご難儀をしている事例が見かけられません。進まぬ世代交代に憂慮されている方も多く、将来的に存続が心配される行事も散見されることから、地域の担い手である若者世代の地域活動には大きな期待をいたすところです。

一方、現在町内には若者世代が参画している幾つかの地域づくり団体があり、それぞれ独自のイベントなど自主事業を行っております。具体的には千畑黒友会による「くろさわフェスティバル」や、地域づくりマスター会の「焼災招福祈願祭」、ぜんまい座の寸劇や地域通貨ユウちゃん倶楽部の寄席などです。こうした団体は、イベント時にスタッフとして若者に協力を呼びかけながら、また人出の足りない場合は他団体と相互協力しながら取り組んでいるようですので、議員ご指摘の出会いの場を前面に出さない形の出会いの可能性もあるものと存じます。町としては、今後も何らかの形で支援してまいりたいと考えております。

また、別の観点で今後若者が実行委員会等を組織してイベントを創出できるかどうかについては、現在のイベント開催状況を踏まえながら、さまざまな観点でご意見をいただき、その可能性について検討してまいりたいと存じます。

いずれ、若者が地域で活動すること自体が地域の活性化につながりますし、また自然に出会う出会いの場にもなり得ますので、若者の活発な活動は期待しているところです。以上です。

議長（伊藤福章君） 再質問ありますか。17番深沢義一君の再質問を許可します。

17番（深沢義一君） 再質問ではございません。

最後に一言申し上げて終わりたいと思います。町長の答弁にもありましたように、今現在さまざまなイベントが開かれていることは承知しております。ただ、この後もう少しというか、全町にまたがるような、広く参加できるようなイベントということ念頭に置きながら、どうか検討していただきたいものとそう思います。答弁は結構ですので終わります。

議長（伊藤福章君） これで17番深沢義一君の一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（伊藤福章君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

5日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時16分）

